

集落課題検討委員会設置要綱

平成 2 1 年 5 月 1 5 日
国土審議会政策部会決定

(設置)

- 1 国土審議会政策部会に集落課題検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 2 委員会は、高齢化が進む過疎集落の機能維持・経済基盤の再構築等のために講ずべき施策のあり方について調査審議し、その結果を政策部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 6 5 のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

- 7 委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において処理する。

(雑則)

- 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成 2 1 年 5 月 1 5 日から施行する。